

平成 27 年度愛媛県公営企業会計決算審査意見書

第 1 審 査 の 概 要

1 審 査 の 対 象

平成 27 年度愛媛県電気事業会計

平成 27 年度愛媛県工業用水道事業会計

平成 27 年度愛媛県病院事業会計

2 審 査 の 方 法

決算審査に当たっては、

- (1) 地方公営企業法等関係法令に基づいて運営がなされているか
- (2) 決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか
- (3) 会計処理は適法な手続により行われているか

などの諸点に主眼を置き、決算諸表、関係諸帳簿及び証書類について調査するとともに、各会計の現状、事業の実施状況、当面する課題等について関係職員から説明を聴取し、さらに定期監査及び例月出納検査の結果も考慮して審査を実施した。

(注) 各事業会計の経営状況、経営成績、剰余金の状況、財政状態及びキャッシュ・フローに関する部分は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない額で記載している。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

(1) 地方公営企業会計基準の改正について

地方公営企業会計基準については、借入資本金の負債計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金計上の義務化等、昭和41年以来となる大幅な改正が行われ、平成26年度予算・決算から適用されているため、前年度に引き続き今年度の決算審査においても、各事業会計が、改正後の地方公営企業会計基準に適正に対応しているかなどについて重点的に監査を行ったところ、いずれも適正になされているものと認められた。

(2) 決算審査等について

平成27年度の各事業会計の決算を審査した結果、決算報告書及び財務諸表の表示は適正であり、事業運営及び会計処理についても、おおむね適正になされているものと認められた。

各事業会計の経営成績について、電気及び工業用水道事業は、前年度に引き続き純利益を計上している。

一方、病院事業については、前年度は退職給付引当金の追加計上等により多額の純損失を計上したが、今年度は純利益を計上している。

また、工業用水道及び病院事業については、多額の長期借入金や企業債を抱えていることに加え、未処理欠損金も多額であり、負債が資産を上回る債務超過の状況になっていることから、引き続き経営戦略の策定を通じた一層の収益性向上や経営の合理化・事業運営の効率化に取り組むことはもとより、現在の低金利状況を踏まえ、高利で借り入れている企業債の借り換えが可能となるよう国に要望し金利負担の軽減を図るなど、経営基盤の一層の安定化を促進することによって、県公営企業の諸事業が公共の福祉の増進に寄与することを期待し、各事業会計に係る決算審査意見を述べる。

2 審査意見

(1) 愛媛県電気事業会計について

当年度は降水量が平年を上回り、新たに建設した畑寺発電所を含む運転中の発電所の供給電力量は目標の約113%となり、営業収益は前年度を上回ったものの、固定資産に係る除却損の発生や未収電気料金に係る貸倒引当金の計上などにより営業費用が増加し、また、

前年度に発生した地方公営企業会計基準の改正に伴う濁水準備引当金の取崩しによる特別利益が今年度は発生しなかったことにより、純利益については、前年度に比べて 1億 1,071万円減少となる 7億 7,573万円となったが、引き続き安定した経営がなされている。

しかしながら、国の進めている電力システム改革に伴い、公営電気事業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、今後ともこうした変化に的確に対応しながら、さらなる経営基盤の安定に努められたい。

なお、畑寺発電所の売電料金について、契約先であったいわゆる新電力大手企業の破綻により未収金が発生しているため、適正な債権管理と早期回収に努められたい。

(2) 愛媛県工業用水道事業会計について

当年度は、附帯事業（土地造成事業）において、土地売却に伴う収益が発生し、また、前年度に発生した地方公営企業会計基準の改正に伴う退職給付引当金等の特別損失が今年度は発生しなかったことなどにより、純利益については、前年度を 3億 3,324万円上回る 6億 5,945万円を計上している。

県下 3 工業用水道事業のうち、松山・松前地区工業用水道事業については、給水先が大口で給水実績も堅調であり、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると 212 億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

ア 今治地区工業用水道事業及び西条地区工業用水道事業における取組課題について

(7) 今治地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量 54,700 m³で前年度と同量であり、実績給水率は前年度（40.99%）を上回る 41.19%となったものの、主な給水先である地元タオル業界の生産量減少を背景に引き続き低迷しており、このまま推移すれば給水契約の維持が困難と

なる事態も予想され、そのことによって営業収益の大幅な低下を招くことが懸念される。

このため、引き続き今治市等関係団体・企業と連携し、新たな給水先の開拓や事業運営の合理化・効率化に取り組むとともに、浄水場を共同利用している今治市が、その移転計画を表明しているため、将来的な事業運営について、引き続き真摯に今治市と協議を進められたい。

(イ) 西条地区工業用水道事業

当年度末の契約給水量は日量 67,360 m³で前年度に比べて 285 m³増加しているものの、規模縮小後の計画給水量 87,420 m³の 77.05%であることから、企業立地等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、一般会計からの長期借入金 156 億円の早期返済も視野に入れながら、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

イ 附帯事業（土地造成事業）について

当年度は 4 社に 23,594 m²を売却、1 社に 16,749 m²を賃貸、道路敷地 4,839 m²を西条市に譲渡したことにより未処分地は約 6 万 6,000 m²に減少したが、引き続き早期売却等に努められたい。

ウ 営業未収金の適正な管理等について

今治地区及び西条地区工業用水道事業の給水料金に係る未収金については、適正に債権管理を行うとともに、債務者の動向を把握し適期に納入指導を行うなどして早期回収に努められたい。

エ 事務の適正な執行について

物品（準備品）の廃棄に伴う不用決定等の事務処理に不備があった事例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

オ 工事の執行体制の強化について

取水場水位計修繕工事において、水位計を取り付けるため施工したあと施工アンカーの構造計算において、風圧力が最大となる風向で検討されていなかったり適用した基準の根拠が不明確であったなどの事例があった。

調査の結果、所要の安全度は確保されていることは確認されたが、今後の電気事業会計に属する発電施設の耐震化なども考慮し、適切な工事の執行体制を強化されたい。

(3) 愛媛県病院事業会計について

当年度の患者数は、前年度から減少したが、患者一人当たりの診療収入の増加等により医業収益は増加している。しかしながら、給与費や減価償却費などの医業費用が大幅に増加したため、経常利益は前年度を 7 億 7,822 万円下回る 4,012 万円と大きく減少しており、経営内容は厳しさを増している。

一方、当年度の決算については、前年度に発生した地方公営企業会計基準の改正に伴う退職給付引当金等の特別損失が今年度は発生しなかったことなどにより、91 億 9,992 万円の純損失から経常利益と同額となる 4,012 万円の純利益に転換した。

しかしながら、累積欠損金は 206 億円に上り、また、企業債 323 億円や一般会計等からの長期借入金 99 億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の 4 病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組むことを期待し、以下に当面の主な課題を示す。

ア 医師の確保、診療科の維持について

各病院の一部の診療科では医師が不足しており、特に、南宇和病院では、半数を超える診療科において常勤医師が一人もいない深刻な状況となっている。

公立病院の使命である地域医療の確保を図り、かつ、病院事業の一層の経営健全化に資するため、今後とも大学医学部や他の医療機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与制度を利用した卒業生の配置・育成策について関係機関と一体となって検討するなど、さらなる医師確保策や人材育成策を講じ、診療科の維持に努められたい。

イ 看護師の確保について

入院患者に対する看護体制の充実を図るとともに、診療報酬の看護配置基準の引上げによる医業収益への寄与も期待されることか

ら、院内保育の充実等、働く環境の整備や待遇の改善を含め、看護師の確保・定着策や人材育成策について引き続き検討されたい。

ウ 医業未収金等の適正な管理等について

当年度末における個人医業未収金等残高は約4億8千万円と前年度から1千万円減少しているが、依然として多額であり、愛媛県債権管理マニュアル（平成23年4月作成）や、未収金対策に一定の効果を発揮している弁護士法人への医業未収金管理回収業務委託を積極的に活用して、引き続き未収金の早期回収及び適正な管理に努められたい。

エ 契約事務等の適正な執行について

業務委託契約において、発注数量と実績数量の突合を行わず委託料を支払っていたり、検査実施者が契約担当者と同一であった事例、診療応援に対する報酬額の算定根拠となる時間区分について、移動時間の取扱いが明確でなかった事例が見受けられたので、契約の経済性・公平性・透明性を確保するため、契約事務の適正な執行に努められたい。

また、公務出張に伴い私事旅行を行う際に必要な休暇の取得がされていなかったり、所属による領収書等の確認がされていなかった事例、高速道路の通行料金に係るETCマイレージ登録がされておらず、割引が受けられていなかった事例、診療材料の在庫管理に留意を要する事例、さらに、通勤手当や住居手当において、過支給や支給不足があった事例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

オ 中央病院の事業運営について

導入から3年が経過したPFI手法による中央病院の運営事業は、PFI事業者によるセルフチェックと病院によるチェックを行いつつ業務を監視し改善するモニタリング制度を採用しているが、チェックを行うのはいずれも運営当事者であり、今後、長期間にわたる事業期間のなかで、制度が形骸化する恐れもあることから、具体的な数値目標の設定や外部による再検証など、客観的な評価システムの構築に引き続き努められたい。

また、業務のチェックを行うには、膨大な量の要求水準書やモニタリング実施計画書等を把握し、これをマネジメントできる職員が不可欠であるので、実務を担当する病院の人材育成策についても検討するなどして、同手法の導入目的・効果を十分に発現させ、地域の基幹医療施設として継続的に良質な医療が提供できるよう努められたい。

カ 経営健全化への取組について

本年3月、今後の急速な人口減少や少子高齢化等により各県立病院の経営環境が急激に変化することを前提に、健全経営の確保と病院ごとの機能に応じた経営体質の強化を今後の経営方針とする「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28～32年度）が策定された。

この戦略には、県立病院の基本的な方向性と各県立病院の目指すべき病院像が示されているが、特に、ドクターヘリを活用した救急医療体制の強化については、県民の大きな期待が寄せられており、着実な運航体制の確立に努められたい。

また、新居浜病院と今治病院については、建て替えを含めた施設の老朽化対策が盛り込まれているが、平成27年度の病院事業決算は、平成22年度から6年連続で経常黒字を計上しているものの、黒字額は平成26年度から大幅に減少しており、経営内容は厳しさを増している。

このようななかで多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、各県立病院は、この戦略に示された具体的な取り組みを着実に実施するなど、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。

キ 医療機器の管理について

一部の高額医療機器については、利用が低迷しているものが見受けられたので、これらの有効活用策について検討されたい。

